

令和6年9月

熊本県議会定例会議案

(条例等関係)

熊 本 県

議 案 目 録

- 第 5 号 熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について... (1)
- 第 6 号 熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例の制定について..... (2)
- 第 7 号 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき排水基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について..... (3)
- 第 8 号 熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条
例の制定について..... (4)
- 第 9 号 熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取
る権利に関する条例の一部を改正する条例の制定について..... (5)
- 第 10 号 財産の無償貸付けについて..... (6)
- 第 11 号 令和 6 年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担
金（地方財政法関係）について..... (7)
- 第 12 号 令和 6 年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金につ
いて..... (10)
- 第 13 号 令和 6 年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の
経費に対する市町負担金について..... (12)
- 第 14 号 令和 6 年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及
び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）に
ついて..... (13)
- 第 15 号 令和 6 年度道路事業の経費に対する市町村負担金について..... (15)
- 第 16 号 令和 6 年度海岸事業の経費に対する市町負担金について..... (16)
- 第 17 号 令和 6 年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について... (17)
- 第 18 号 令和 6 年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金につ
いて..... (18)
- 第 19 号 令和 6 年度市町村道過疎代行事業の経費に対する市町負担金に
ついて..... (19)
- 第 20 号 工事請負契約の締結について..... (20)
- 第 21 号 工事請負契約の変更について..... (21)
- 第 22 号 工事請負契約の締結について..... (22)
- 第 23 号 工事請負契約の締結について..... (23)
- 第 24 号 専決処分の報告及び承認について..... (24)
- 第 25 号 専決処分の報告及び承認について..... (25)

第 26 号	専決処分の報告及び承認について.....	(26)
第 27 号	専決処分の報告及び承認について.....	(27)
第 28 号	専決処分の報告及び承認について.....	(28)
第 29 号	専決処分の報告及び承認について.....	(29)
第 30 号	専決処分の報告及び承認について.....	(30)
第 31 号	専決処分の報告及び承認について.....	(31)
第 32 号	専決処分の報告及び承認について.....	(32)
第 33 号	専決処分の報告及び承認について.....	(33)
第 34 号	専決処分の報告及び承認について.....	(34)
第 35 号	専決処分の報告及び承認について.....	(35)
第 36 号	専決処分の報告及び承認について.....	(36)
第 37 号	専決処分の報告及び承認について.....	(37)
第 38 号	専決処分の報告及び承認について.....	(38)
第 39 号	専決処分の報告及び承認について.....	(39)
第 40 号	専決処分の報告及び承認について.....	(40)
第 41 号	令和 5 年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について.....	(41)
第 42 号	令和 5 年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について.....	(42)
第 43 号	令和 5 年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について.....	(43)
第 44 号	令和 5 年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について.....	(44)
第 45 号	令和 5 年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について.....	(45)
第 46 号	令和 5 年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について.....	(46)
第 47 号	令和 5 年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について.....	(47)
第 48 号	令和 5 年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について.....	(48)
第 49 号	令和 5 年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について.....	(49)
第 50 号	令和 5 年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について.....	(50)

第 51 号	令和 5 年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について.....	(51)
第 52 号	令和 5 年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について.....	(52)
第 53 号	令和 5 年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について.....	(53)
第 54 号	令和 5 年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について.....	(54)
第 55 号	令和 5 年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について.....	(55)
第 56 号	令和 5 年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について.....	(56)
第 57 号	令和 5 年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について.....	(57)
第 58 号	令和 5 年度熊本県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について.....	(58)
第 59 号	令和 5 年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について.....	(59)
第 60 号	令和 5 年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について.....	(60)
第 61 号	令和 5 年度熊本県流域下水道事業会計決算の認定について.....	(61)

報 告 目 録

報告第 1 号	専決処分の報告について.....	(62)
報告第 2 号	専決処分の報告について.....	(63)
報告第 3 号	専決処分の報告について.....	(64)
報告第 4 号	専決処分の報告について.....	(65)
報告第 5 号	公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について.....	(67)
報告第 6 号	公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について.....	(68)
報告第 7 号	天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について.....	(69)
報告第 8 号	豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について.....	(70)

報告第9号	肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について.....	(71)
報告第10号	一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について.....	(72)
報告第11号	公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について.....	(73)
報告第12号	公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出について.....	(74)
報告第13号	公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について.....	(75)
報告第14号	公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について.....	(76)
報告第15号	公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について.....	(77)
報告第16号	一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について.....	(78)
報告第17号	公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について.....	(79)
報告第18号	希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類の提出について.....	(80)
報告第19号	公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の提出について.....	(81)
報告第20号	株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について.....	(82)
報告第21号	一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について.....	(83)
報告第22号	一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出について.....	(84)
報告第23号	公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出について.....	(85)
報告第24号	公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について.....	(86)
報告第25号	公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について.....	(87)

報告第26号	公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について.....	(88)
報告第27号	公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出について.....	(89)
報告第28号	熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について.....	(90)
報告第29号	一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について.....	(91)
報告第30号	公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について.....	(92)
報告第31号	公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について.....	(93)
報告第32号	熊本県における事務的的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出について.....	(94)
報告第33号	令和5年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について.....	(95)
報告第34号	公立大学法人熊本県立大学の令和5年度における業務の実績に関する評価について.....	(96)
報告第35号	公立大学法人熊本県立大学の第3期中期目標の期間における業務の実績に関する評価について.....	(97)
報告第36号	五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況の報告について.....	(98)
報告第37号	歯科保健対策の推進に関する施策の報告について.....	(99)
報告第38号	地産地消の推進に関する施策の報告について.....	(101)
報告第39号	熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について.....	(108)
報告第40号	家庭教育支援の推進に関する施策の報告について.....	(109)

第 5 号

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例

熊本県内部組織設置条例（昭和27年熊本県条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「観光戦略部」を「観光文化部」に改め、同号イ中「物産」を「文化芸術」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年10月15日から施行する。
- 2 ようこそくまもと観光立県条例（平成20年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第28条中「観光戦略部」を「観光文化部」に改める。

（提案理由）

観光と文化芸術の振興を一体的かつ戦略的に推進するため、観光戦略部を改編し、観光文化部を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 6 号

熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例
熊本県安心こども基金条例（平成21年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年12月31日」を「令和12年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

子育て支援対策臨時特例交付金により設置した熊本県安心こども基金の活用期間を延長することに伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 7 号

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例（昭和47年熊本県条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1，1-ジクロロエチレンの項中「0.02ミリグラム」を「0.1ミリグラム」に改める。

別表第3中

「大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個)	- (3,000)」	を	「大 (
------------------------------	---------------	---	---------

腸菌数
単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位) (800)」に改める。

附 則

この条例中別表第2の改正規定は令和6年12月1日から、別表第3の改正規定は令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 8 号

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例の制定について
熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例（平成26年熊本県条例第77号）は、
廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和6年12月26日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例（以下「旧条例」という。）に規定する控除対象特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合には、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

（提案理由）

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として指定されている法人から指定の取消しの申出があったことに伴い、熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 9 号

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例（平成21年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第2条第15項」を「第2条第21項」に、「同条第16項」を「同条第22項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 10 号

財産の無償貸付けについて

財産を次のように無償で貸し付けることとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

区分	所在地	財産の概要	貸付けの相手方	貸付けの目的	貸付期間
建物及び工作物	阿蘇郡西原村 大字河原字大野4330番 1ほか2筆	建物 畜舎等23棟 工作物 電柱19本	西原村	西原村の区域における畜産振興のため	令和6年11月1日から令和11年10月31日まで

(提案理由)

西原村に財産を無償で貸し付ける必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 11 号

令和6年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について

令和6年度において熊本県が施行する農林水産関係の建設事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額（地方財政法関係）を次のとおり定めることとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

事業名	負担すべき金額
1 かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（令和2年度以前採択地区分）（県営土地改良事業として実施するものを除く。）に限る。）	工事費の100分の25に相当する金額
2 かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（令和3年度以降新規採択地区分）（県営土地改良事業として実施するものを除く。）に限る。）	工事費の100分の21に相当する金額
3 経営体育成基盤整備事業（農業生産基盤整備に係るものを除く。）	工事費の100分の22.5に相当する金額
4 中山間地域総合整備事業（農業生産基盤整備に係るものを除く。）	工事費の100分の15に相当する金額
5 田んぼダム普及・拡大モデル事業（法指定地域に限る。）	工事費の100分の13に相当する金額
6 地域密着型農業基盤整備事業（かんがい排水事業関連）	工事費の100分の25に相当する金額
7 地域密着型農業基盤整備事業（経営体育成基盤整備事業関連（一般地域に限る。））	工事費の100分の22.5に相当する金額
8 地域密着型農業基盤整備事業（経営体育成基盤整備事業関連（法指定地域に限る。））	工事費の100分の17.5に相当する金額
9 地域密着型農業基盤整備事業（ほ場整備事業関連）	工事費の100分の25に相当する金額
10 地域密着型農業基盤整備事業（畑地帯総合整備事業関連（国営関連地区に限る。））	工事費の100分の20に相当する金額
11 地域密着型農業基盤整備事業（畑地帯総合	工事費の100分の25に相当

整備事業関連（国営関連地区を除く。））	する金額
1 2 地域密着型農業基盤整備事業（中山間地域総合整備事業関連）	工事費の100分の15に相当する金額
1 3 地域密着型農業基盤整備事業（農道事業関連）	工事費の100分の10に相当する金額
1 4 地域密着型農業基盤整備事業（防災ダム事業関連（防災ダム））	工事費の100分の6に相当する金額
1 5 地域密着型農業基盤整備事業（防災ダム事業関連（地震ため池））	工事費の100分の11に相当する金額
1 6 地域密着型農業基盤整備事業（ため池等整備事業関連（一般））	工事費の100分の21に相当する金額
1 7 地域密着型農業基盤整備事業（ため池等整備事業関連（河川工作物））	工事費の100分の8に相当する金額
1 8 地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事業関連（平成17年度以前採択分（法指定地域を除く。）））	工事費の100分の19.5に相当する金額
1 9 地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事業関連（平成17年度以前採択分（法指定地域に限る。）））	工事費の100分の14.5に相当する金額
2 0 地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事業関連（平成18年度から平成21年度までの新規採択分））	工事費の100分の8に相当する金額
2 1 地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事業関連（平成22年度以降新規採択分））	工事費の100分の18に相当する金額
2 2 地域密着型農業基盤整備事業（農地保全事業関連（平成17年度以前採択分））	工事費の100分の25に相当する金額
2 3 地域密着型農業基盤整備事業（農地保全事業関連（平成18年度以降新規採択分））	工事費の100分の21に相当する金額
2 4 地域密着型農業基盤整備事業（特定農業用管水路等特別対策事業関連（一般地域に限る。））	工事費の100分の15に相当する金額
2 5 地域密着型農業基盤整備事業（特定農業用管水路等特別対策事業関連（法指定地域に限る。））	工事費の100分の10に相当する金額
2 6 地域密着型農業基盤整備事業（海岸保全事	工事費の100分の5に相当す

業関連)	る金額
27 地域密着型農業基盤整備事業（災害復旧関連）	工事費の100分の50に相当する金額
28 地域密着型農業基盤整備事業（農地等災害復旧事業関連（施設関連））	工事費の100分の0.3に相当する金額
29 地域密着型農業基盤整備事業（農地等災害復旧事業関連（農地関連））	工事費の100分の1.35に相当する金額
30 水産流通基盤整備事業	工事費の100分の5に相当する金額
31 漁港施設機能強化事業	工事費の100分の5に相当する金額
32 水産環境整備事業	工事費の100分の10に相当する金額
33 水産生産基盤整備事業（離島の外郭施設及び水域施設を除く。）	工事費の100分の5に相当する金額
34 漁村再生交付金事業	工事費の100分の10に相当する金額
35 単県漁港改良事業	工事費の3分の1に相当する金額

（提案理由）

令和6年度において熊本県が施行する農林水産関係の建設事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 12 号

令和6年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

令和6年度において熊本県が施行する県営土地改良事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

事業名	負担すべき金額
1 かんがい排水事業（水利施設整備事業（排水対策特別型及び農地集積促進型）に限る。）	工事費の100分の10に相当する金額
2 かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（令和2年度以前採択地区分）に限る。）	工事費の100分の10に相当する金額
3 かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（令和3年度以降新規採択地区分）に限る。）	工事費の100分の14に相当する金額
4 畑地帯総合整備事業（農業生産基盤整備に係るものに限る。）	工事費の100分の10に相当する金額
5 経営体育成基盤整備事業（農業生産基盤整備に係るものに限る。）	工事費の100分の10に相当する金額
6 農道整備事業	工事費の100分の10に相当する金額
7 中山間地域総合整備事業（農業生産基盤整備（交付金事業分、競争力強化事業分及び耕作条件改善事業分）に係るものに限る。）	工事費の100分の10に相当する金額
8 中山間地域総合整備事業（農業生産基盤整備（中山間地域農業農村総合整備事業分）（令和元年度以前採択地区分）に係るものに限る。）	工事費の100分の10に相当する金額
9 中山間地域総合整備事業（農業生産基盤整備（中山間地域農業農村総合整備事業分）（令和2年度以降新規採択地区分）に係るものに限る。）	工事費の100分の11に相当する金額
10 湛水防除事業（法指定地域を除く。）	工事費の100分の18に相当する金額

1 1 湛水防除事業（平成18年度以降新規採択分（法指定地域に限る。））	工事費の100分の13に相当する金額
1 2 湛水防除事業（平成17年度以前採択分（法指定地域に限る。））	工事費の100分の14.5に相当する金額
1 3 防災ダム事業	工事費の100分の6に相当する金額
1 4 農地保全整備事業	工事費の100分の14に相当する金額
1 5 ため池等整備事業	工事費の100分の14に相当する金額
1 6 ため池緊急整備事業（一般地域に限る。）	工事費の100分の16に相当する金額
1 7 ため池緊急整備事業（法指定地域に限る。）	工事費の100分の11に相当する金額
1 8 特定農業用管水路等特別対策事業（美里町の区域を除く。）	工事費の100分の10に相当する金額
1 9 特定農業用管水路等特別対策事業（美里町の区域に限る。）	工事費の100分の5に相当する金額

（提案理由）

令和6年度において熊本県が施行する県営土地改良事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 13 号

令和6年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町負担金について

令和6年度において熊本県が施行する農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業について、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

事業名	負担すべき金額
1 農地海岸保全事業	工事費の100分の5に相当する金額
2 漁港海岸保全施設整備事業	工事費の100分の5に相当する金額

(提案理由)

令和6年度において熊本県が施行する農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業に要する経費の一部を市町に負担させるため、海岸法（昭和31年法律第101号）第28条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 14 号

令和6年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について

令和6年度において熊本県が施行する都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額（地方財政法関係）を次のとおり定めることとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

事業名	負担すべき金額
1 単県街路促進事業	工事費の10分の1に相当する金額
2 街路整備事業（被災市街地復興推進地域内の事業を除く。）	工事費の10分の1に相当する金額
3 街路整備事業（被災市街地復興推進地域内の事業に限る。）	工事費から国庫補助金額等を控除した額の10分の1に相当する金額
4 直轄港湾改修事業（八代港大築島南地区土砂処分場整備及び耐震強化部以外のクルーズ船専用岸壁を除く。）	工事費の10分の1に相当する金額
5 直轄港湾改修事業（八代港大築島南地区土砂処分場整備及び耐震強化部以外のクルーズ船専用岸壁に限る。）	工事費の20分の1に相当する金額
6 重要港湾改修事業	工事費の10分の1に相当する金額
7 地方港湾改修事業	工事費の5分の1に相当する金額
8 港湾補修事業	工事費の6分の1に相当する金額
9 重要港湾環境整備事業	工事費の10分の1に相当する金額
10 地方港湾環境整備事業（長洲港土砂処分場整備に限る。）	工事費の10分の1に相当する金額
11 急傾斜地崩壊対策事業（総合流域防災事業を含む。）（公共施設、避難関連又は災害時要	工事費の20分の1に相当する金額

<p>援護者に関連する事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フォローのいずれかに該当するもの)</p>	
<p>1 2 急傾斜地崩壊対策事業（総合流域防災事業を含む。）（公共施設、避難関連又は災害時要援護者に関連する事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フォローのいずれにも該当しないもの)</p>	<p>工事費の10分の1に相当する金額</p>
<p>1 3 急傾斜地崩壊対策事業（総合流域防災事業を含む。）（公共施設、避難関連又は災害時要援護者のいずれにも関連しない一般の事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フォローのいずれかに該当するもの)</p>	<p>工事費の10分の1に相当する金額</p>
<p>1 4 急傾斜地崩壊対策事業（総合流域防災事業を含む。）（公共施設、避難関連又は災害時要援護者のいずれにも関連しない一般の事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フォローのいずれにも該当しないもの)</p>	<p>工事費の5分の1に相当する金額</p>
<p>1 5 単県急傾斜地崩壊対策事業</p>	<p>工事費の3分の1に相当する金額</p>
<p>1 6 単県砂防事業</p>	<p>工事費の10分の1に相当する金額</p>

(提案理由)

令和6年度において熊本県が施行する都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 15 号

令和6年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

令和6年度において熊本県が施行する道路事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

事業名	負担すべき金額
1 単県道路改築事業（改良）	工事費の10分の1.5に相当する金額
2 単県道路改良事業（側溝整備）	工事費の10分の1.5に相当する金額

（提案理由）

令和6年度において熊本県が施行する道路事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、道路法（昭和27年法律第180号）第52条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 16 号

令和6年度海岸事業の経費に対する市町負担金について

令和6年度において熊本県が施行する海岸事業について、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

事業名	負担すべき金額
1 海岸堤防等老朽化対策緊急事業	工事費の20分の1に相当する金額
2 津波・高潮危機管理対策緊急事業	工事費の20分の1に相当する金額
3 単県海岸保全事業	工事費の20分の1に相当する金額

(提案理由)

令和6年度において熊本県が施行する海岸事業に要する経費の一部を市町に負担させるため、海岸法（昭和31年法律第101号）第28条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 17 号

令和6年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について

令和6年度において熊本県が施行する地すべり対策事業について、当該事業に要する経費のうち市が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

事業名	負担すべき金額
単県地すべり対策事業	工事費の10分の1に相当する金額

(提案理由)

令和6年度において熊本県が施行する地すべり対策事業に要する経費の一部を市に負担させるため、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第31条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 18 号

令和 6 年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について

令和 6 年度において熊本県が施行する流域下水道事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 6 年 9 月 1 1 日提出

熊本県知事 木 村 敬

事 業 名	負担すべき金額
1 熊本北部流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の 2 分の 1 に相当する金額
2 球磨川上流流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の 2 分の 1 に相当する金額
3 八代北部流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の 2 分の 1 に相当する金額
4 熊本北部流域下水道維持管理事業	流入水量 1 立方メートル当たり 5 0 円
5 球磨川上流流域下水道維持管理事業	流入水量 1 立方メートル当たり 1 0 0 円及び資本費 6 8, 7 9 1, 6 5 9 円
6 八代北部流域下水道維持管理事業	流入水量 1 立方メートル当たり 1 5 1 円

(提案理由)

令和 6 年度において熊本県が施行する流域下水道事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 3 1 条の 2 第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 19 号

令和6年度市町村道過疎代行事業の経費に対する市町負担金について

令和6年度において熊本県が施行する市町村道過疎代行事業について、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

事業名	負担すべき金額
道路施設保全改築事業	工事費の10分の1.5に相当する金額

(提案理由)

令和6年度において熊本県が施行する市町村道過疎代行事業に要する経費の一部を市町に負担させるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第16条第5項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 20 号

工事請負契約の締結について

漁業取締船代船建造工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

- 1 工 事 名 漁業取締船代船建造工事
- 2 工 事 内 容 漁業取締船建造（総トン数69トン）
- 3 工 事 場 所 神奈川県横浜市鶴見区末広町二丁目1番地
- 4 工 期 契約締結の日から令和8年3月13日まで
- 5 契 約 金 額 1, 204, 500, 000円
- 6 契約の相手方 神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号
ジャパンマリンユナイテッド株式会社
代表取締役 灘信之
- 7 契約の方法 一般競争入札

（提案理由）

漁業取締船代船建造工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

第 21 号

工事請負契約の変更について

令和4年12月熊本県議会定例会において議決された松原地区農村地域防災減災事業（湛防）第7号工事他合併請負契約のうち、契約金額「1,277,100,000円」を「1,343,873,548円」に変更することとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 22 号

工事請負契約の締結について

新山原水線活力創出基盤交付金（改築）上部工工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

- 1 工 事 名 新山原水線活力創出基盤交付金（改築）上部工工事
- 2 工 事 内 容 橋梁上部工
- 3 工 事 場 所 菊池郡菊陽町原水地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和8年3月19日まで
- 5 契 約 金 額 619,960,000円
- 6 契約の相手方 福岡県福岡市博多区博多駅中央街7番21号
日立造船株式会社九州支社
支社長 徳尾真信
- 7 契約の方法 一般競争入札

（提案理由）

新山原水線活力創出基盤交付金（改築）上部工工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30条）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 23 号

工事請負契約の締結について

玉名高校長寿命化改修（第一期）工区 1 工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和 6 年 9 月 11 日提出

熊本県知事 木 村 敬

- 1 工 事 名 玉名高校長寿命化改修（第一期）工区 1 工事
- 2 工 事 内 容 (1) 第 2 棟普通教室棟の改修
鉄筋コンクリート造、地上 3 階建て、延べ面積 3, 290 平方メートル
(2) 渡り廊下棟の改修
鉄筋コンクリート造、地上 2 階建て、延べ面積 386 平方メートル
(3) 昇降口棟の改修
鉄筋コンクリート造、地上 2 階建て、延べ面積 321 平方メートル
- 3 工 事 場 所 玉名市中 1853 番地地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和 8 年 2 月 20 日まで
- 5 契 約 金 額 581, 900, 000 円
- 6 契 約 の 相 手 方 玉名市中 1189 番地
熊野・肥後木村建設工事共同企業体
代表者 株式会社熊野組 代表取締役 熊野有郎
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

(提案理由)

玉名高校長寿命化改修（第一期）工区 1 工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和 39 年熊本県条例第 30 号）第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 24 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 7 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年9月17日 主要地方道熊本高森線 上益城郡益城町大字安永 地内 段差	個 人 (車両所有者)	9,560円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 25 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 8 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年2月22日 一般国道218号 上益城郡山都町大字男成 地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	48,105円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 26 号

専決処分¹の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 9 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年3月25日 主要地方道小川嘉島線 宇城市豊野町安見地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	13,146円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 27 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 10 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年3月25日 主要地方道小川嘉島線 宇城市豊野町安見地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	2,805円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 28 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 11 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年3月25日 主要地方道小川嘉島線 宇城市豊野町安見地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	34,089円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 29 号

専決処分¹の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 12 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年3月25日 一般国道218号 下益城郡美里町大字船津 地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	20,691円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 30 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 13 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年3月25日 一般国道218号 下益城郡美里町大字船津 地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	28,267円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 31 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 14 号

和解 及び 損害賠償額 の 決定 について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和6年3月25日 一般国道218号 下益城郡美里町大字船津 地内 穴ぼこ	個人 (車両所有者)	30,446円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 32 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 15 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年3月25日 一般県道堂園小森線 上益城郡益城町大字杉堂 地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	40,443円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 33 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 16 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年3月25日 一般県道堂園小森線 上益城郡益城町大字杉堂 地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	2,310円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 34 号

専決処分¹の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 17 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年3月25日 一般県道益城菊陽線 上益城郡益城町大字宮園 地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	9,741円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 35 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 18 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年3月25日 一般国道266号 宇城市松橋町古保山地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	126,872円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 36 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 19 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年3月26日 一般県道益城菊陽線 上益城郡益城町大字宮園 地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	15,900円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 37 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 20 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年4月8日 主要地方道小川嘉島線 宇城市豊野町安見地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	71,271円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 38 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 21 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年5月16日 一般国道265号 阿蘇市一の宮町坂梨地内 安全施設不備	個 人 (車両所有者)	71,540円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 39 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 22 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年5月16日 一般県道中河間多良木線 球磨郡多良木町大字久米 地内 倒木	個 人 (車両所有者)	94,000円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 40 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 24 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月28日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年6月28日 一般県道益城菊陽線 上益城郡益城町大字宮園 地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	12,000円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 41 号

令和5年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度熊本県一般会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

第 42 号

令和5年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

第 43 号

令和5年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

第 44 号

令和5年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

第 45 号

令和5年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

第 46 号

令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

第 47 号

令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

第 48 号

令和5年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

第 49 号

令和5年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

第 50 号

令和5年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

第 51 号

令和5年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

第 52 号

令和5年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度熊本
県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

第 53 号

令和5年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 54 号

令和5年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

第 55 号

令和5年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

第 56 号

令和5年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

第 57 号

令和5年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により令和5年度熊本県病院事業会計において生じた利益の処分について議決を求め、同法第30条第4項の規定により令和5年度熊本県病院事業会計決算について認定を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

第 58 号

令和5年度熊本県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により令和5年度熊本県電気事業会計において生じた利益の処分について議決を求め、同法第30条第4項の規定により令和5年度熊本県電気事業会計決算について認定を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

第 59 号

令和5年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度熊本県工業用水道事業会計決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

第 60 号

令和5年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について
別冊のとおり、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により令和5年度熊本県有料駐車場事業会計において生じた利益の処分について議決を求め、同法第30条第4項の規定により令和5年度熊本県有料駐車場事業会計決算について認定を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

第 61 号

令和5年度熊本県流域下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度熊本県流域下水道事業会計決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 25 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月30日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年7月3日 上天草市松島町今泉地 内	上天草市 (所有者) 農道擁壁	935,000円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 26 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月30日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年9月12日 熊本市東区石原地内	個 人 (車両運転者) 普通乗用車	2, 268, 275円	当事者双方は、今後本件に係る人的損害に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
	個 人 (車両同乗者)	1, 221, 521円	

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 27 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月30日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年4月3日 阿蘇市湯浦地内	リコージャパン 株式会社 (車両所有者) 軽乗用車	59,410円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 23 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木村 敬

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和4年8月2日 熊本市南区刈草地内	個人 (車両所有者) 普通乗用車	949,229円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和5年12月7日 熊本市西区二本木地内	久光製薬株式会社 福岡支店 (車両所有者) 普通乗用車	45,958円	
3	令和5年12月15日 熊本市北区鶴羽田地内	個人 (所有者) ブロック	74,800円	
4	令和6年1月23日 熊本市西区花園地内	株式会社 SYSKEN テクノ熊本支店 (車両所有者) (車両運転者) 軽貨物車	366,817円	

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	和 解 事 項
5	令和5年12月12日 熊本市東区東町地内	株式会社藤本内装 (車両所有者) 普通貨物車	当事者双方は、今後本件に関して、 裁判上又は裁判外において一切の異 議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 5 号

公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公立大学法人熊本県立大学の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

報告第 6 号

公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県立劇場の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

報告第 7 号

天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、天草エアライン株式会社の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

報告第 8 号

豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、豊肥本線
高速鉄道保有株式会社の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書
類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

報告第 9 号

肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、肥薩おれんじ鉄道株式会社の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

報告第 10 号

一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人熊本さわやか長寿財団の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

報告第 11 号

公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県総合保健センターの令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

報告第 12 号

公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県移植医療推進財団の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

報告第 13 号

公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

報告第 14 号

公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団
法人水俣・芦北地域振興財団の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関
する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

報告第 15 号

公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県環境整備事業団の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

報告第 16 号

一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人熊本テルサの令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

報告第 17 号

公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

報告第 18 号

希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、希望の里ホンダ株式会社の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

報告第 19 号

公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団
法人くまもと産業支援財団の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関す
る書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

報告第 20 号

株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社テクノインキュベーションセンターの令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

報告第 21 号

一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人熊本県伝統工芸館の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

報告第 22 号

一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

報告第 23 号

公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益社団法人熊本県畜産協会の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

報告第 24 号

公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県農業公社の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

報告第 25 号

公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益社団法人熊本県林業公社の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

報告第 26 号

公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

報告第 27 号

公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人くまもと里海づくり協会の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

報告第 28 号

熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、熊本県道路公社の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

報告第 29 号

一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人白川水源地域対策基金の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

報告第 30 号

公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県武道振興会の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

報告第 31 号

公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

報告第 32 号

熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第6項の規定により、令和5年度の
熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書について、別冊のとおり
熊本県監査委員の意見を付けて提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

報告第 33 号

令和5年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び熊本県が経営する公営企業の資金不足比率について、別冊のとおり熊本県監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

報告第 34 号

公立大学法人熊本県立大学の令和5年度における業務の実績に関する評価について地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）附則第3条第3項の規定により、熊本県公立大学法人評価委員会が行った公立大学法人熊本県立大学の令和5年度における業務の実績に関する評価について、同法第5条の規定による改正前の地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項の規定の例により、別冊のとおり報告する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

報告第 35 号

公立大学法人熊本県立大学の第3期中期目標の期間における業務の実績に関する評価について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）附則第3条第3項の規定により、熊本県公立大学法人評価委員会が行った公立大学法人熊本県立大学の第3期中期目標の期間における業務の実績に関する評価について、同法第5条の規定による改正前の地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項の規定の例により、別冊のとおり報告する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

報告第 36 号

五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況の報告について

熊本県五木村振興推進条例（平成20年熊本県条例第69号）第3条第2項の規定により、令和5年度の五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況を次のとおり報告する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

令和5年度の進捗状況

(1) 生涯にわたり住み続けられる医療・福祉・教育の推進

高齢者向け住宅の検討を行う住み良いむらづくり事業や、住民生活の向上を図るためのタブレットの導入及び導入後の運用に向けた検討、プロジェクトチーム設置による人吉高等学校五木分校の更なる魅力化などに取り組んだ。

(2) 豊かな恵みを生かした持続可能な産業と雇用の創出

森林サービス産業（森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する新たなサービス産業）の創出に向けた五木村モデル林活用事業や、J-クレジット（間伐などの森林の適切な管理を行うことによる二酸化炭素吸収量をクレジットとして国が認証するもの）取得のための森林吸収量クレジット化推進事業、くねぶ加工施設整備、新規作物開拓検討業務委託、空き家等対策計画策定事業などに取り組んだ。

(3) 新たな時代を見据えた安全・安心を確保する生活基盤の整備

新たな平場確保に向けた調査・検討、協議や、五木村の安全・安心の確保に向けた河川改修事業、土砂流出等防止に必要な流域保全総合治山事業、国道445号道路改良事業、県道宮原五木線道路改良事業、村道・林道改良修繕事業などに取り組んだ。

(4) 豊かな自然やこれまで整備した施設等を生かした新たな振興

頭地地区や高野地区のランドデザイン策定に向けた検討や、清流を生かした新たなまちづくりや観光産業の創出（宮園・小鶴地区など）に向けた検討、道の駅「子守唄の里五木」の施設改修、利便性・機能性向上に向けた検討などに取り組んだ。

報告第 37 号

歯科保健対策の推進に関する施策の報告について

熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例（平成22年熊本県条例第47号）第15条の規定により、令和6年度の熊本県における歯科保健対策の推進に関する施策を次のとおり報告する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

歯科保健対策の推進

県民の健康の保持増進に寄与するため、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進する。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和6年度6月 補正後予算額 (千円)	担当課
1	歯科保健推進事業 (1) 歯の健康づくり(8020)推進事業 (2) ヘル歯一元気8020支援事業 (3) 地域歯科保健推進事業 (4) むし歯予防対策事業 (5) 歯の健康づくり普及啓発事業 (6) 熊本県口腔保健支援センター運営事業 (7) 歯科疾患実態調査	49,050	健康づくり推進課
2	医科歯科病診連携発展事業(がん診療)	1,521	健康づくり推進課
3	障がい児(者)口腔ケア事業	434	障がい者支援課
4	歯科医療確保対策事業	385	医療政策課
5	歯科衛生士確保対策事業	2,200	医療政策課
6	障がい児・者歯科医療提供体制強化事業	17,400	医療政策課

7	在宅歯科医療連携室機能強化事業	9,804	認知症施策・地域 ケア推進課
8	在宅歯科診療器材整備事業	5,969	認知症施策・地域 ケア推進課
9	歯科医師向け認知症対応力向上研修事業	663	認知症施策・地域 ケア推進課
10	歯科衛生士による高齢者の自立支援事業	745	認知症施策・地域 ケア推進課
11	少子化対策総合交付金事業（早産予防対策事業）	51,226	子ども未来課
12	健康教育推進事業（歯・口の健康づくり推進事業）	1,071	教育庁体育保健課
13	歯・口の健康づくり研究推進校の指定	— (ゼロ予算)	教育庁体育保健課

報告第 38 号

地産地消の推進に関する施策の報告について

くまもと地産地消推進県民条例（平成21年熊本県条例第8号）第10条第2項の規定により、令和6年度の熊本県における地産地消の推進に関する施策を次のとおり報告する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

1 県民の県内農林水産物等への理解の深化及び郷土愛の育成

郷土料理の伝承、「食育」及び「木育」に係る活動、各種広報を活用した県内農林水産物等に係る情報提供等を行い、県内農林水産物等に対する理解を深め、郷土愛を育む。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和6年度6月 補正後予算額 (千円)	担当課
1	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「SNS等を活用した情報発信」	22,135 の一部	流通アグリビジネス課
2	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「地産地消サイト運営」	1,678 の一部	流通アグリビジネス課
3	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「くまもと食・農ネットワークが行う地産地消イベントの支援」	1,495 の一部	流通アグリビジネス課
4	フードバリューチェーン構築推進事業	8,417 の一部	流通アグリビジネス課
5	卸売市場整備活性化事業のうち「拠点卸売市場活力アップ事業」	1,000	流通アグリビジネス課
6	農林水産業・地域の振興推進事業のうち「くまもと農業フェア負担金」	1,600	農林水産政策課
7	くまもとの米魅力発信・競争力強化支援事業のうち「食育・米消費拡大対策」	1,633	農産園芸課
8	ふるさとの食継承・活用推進事業のうち「食文化継承事業」	1,635	むらづくり課
9	ふるさとの食継承・活用推進事業のうち「くまもとふるさと食の名人派遣事業」	2,747	むらづくり課

10	特用林産物流通促進事業	3,774	林業振興課
11	くまもと県産材需要拡大総合推進事業のうち「県産材需要拡大消費者対策事業」	729	林業振興課
12	くまもとの木と親しむ環境推進事業	21,120	林業振興課
13	稼げる水産業づくり推進事業のうち「魚食普及推進の取組」	408	水産振興課
14	ふるさとくまもと応援寄附金推進費のうち「感謝の品贈呈」	138,600 の一部	税務課
15	「くまもと手仕事ごよみ」の情報発信	— (ゼロ予算)	文化企画・世界遺産推進課
16	天草エアライン利用者に対する県産品の提供及びパンフレットの配布	— (ゼロ予算)	交通政策課
17	子どもの食育推進事業のうち「地域における食育相談事業」	967	子ども未来課
18	健康食生活・食育推進事業における地産地消推進の取組	4,754 の一部	健康づくり推進課
19	「大型店の立地に関するガイドライン」による大型店への協力要請	— (ゼロ予算)	商工振興金融課
20	プロスポーツによる地域活性化事業のうち「ロアッソ熊本支援県民運動推進事業」	3,000 の一部	観光企画課
21	デジタルマーケティング事業のうち「くまもっとグルメ」デジタルプロモーション	— (ゼロ予算)	観光企画課
22	熊本の「食」を活用した誘客の促進	10,834 の一部	観光振興課
23	交通事業者、旅行会社等と連携した誘客促進	29,084 の一部	観光振興課
24	庁舎ロビーへの県産品展示	— (ゼロ予算)	販路拡大ビジネス課
25	県立高校キャリア教育充実事業（専門高校インターンシップ等推進事業）	5,312 の一部	教育庁高校教育課

26	学校給食・食育推進事業	1,450 の一部	教育庁体育保健課
----	-------------	--------------	----------

2 県内農林水産物等の流通の促進及び消費の拡大

県内の物産館、直売所及び量販店等における県内農林水産物等の販売促進活動を支援し、県内農林水産物等の流通の促進及び消費の拡大を図る。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和6年度6月 補正後予算額 (千円)	担当課
27	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「地産地消協力店の認知度向上の取組」	22,135 の一部	流通アグリビジネス課
28	県産麦・大豆生産拡大総合推進事業のうち麦パートナー強化支援	3,620	農産園芸課
29	くまもと茶ビジネス確立支援事業	4,893	農産園芸課
30	いぐさ産地総合支援事業	9,922	農産園芸課
31	「毎日くだもの200グラム運動」の啓発活動支援	885	農産園芸課
32	一般社団法人熊本県野菜振興協会が実施する産地育成事業	2,415	農産園芸課
33	くまもとの花消費拡大推進活動への支援(花き協会補助事業)	1,604	農産園芸課
34	くまもと畜産物流通戦略対策事業のうち「熊本県産地鶏生産流通対策事業」	520	畜産課
35	くまもと畜産物流通戦略対策事業のうち「食肉流通体制強化推進事業」	6,508	畜産課
36	鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業のうち「くまもとジビエ普及拡大支援事業」	2,750 の一部	むらづくり課

37	くまもとの木を活かす木造建築物等推進事業のうち「住宅等への県産資材提供事業」	24,337	林業振興課
38	稼げる水産業づくり推進事業のうち「くまもとの魚販売力強化事業」	2,275	水産振興課
39	稼げる水産業づくり推進事業のうち「くまもと四季のさかな認知度向上事業」	2,000	水産振興課
40	職員住宅畳替えに伴う県産いぐさの利用	5,649 の一部	総務厚生課
41	水前寺二丁目宿舍畳表替えに伴う県産いぐさの利用	1,060 の一部	財産経営課
42	五木村の物産・林業振興支援	— (ゼロ予算)	球磨川流域復興局
43	社会福祉施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に基づく地産地消の推進	— (ゼロ予算)	健康福祉政策課
44	県産品販路開拓事業のうち「くまもと物産フェア事業」	900	販路拡大ビジネス課
45	くまもとで乾杯！県産酒推進事業	7,539	販路拡大ビジネス課
46	球磨焼酎リブランディング事業	42,000 の一部	販路拡大ビジネス課
47	くまもと県産品消費喚起緊急支援事業のうち「くまもと県産品都市圏販路開拓支援事業」	57,000 の一部	販路拡大ビジネス課
48	くまもと県産品消費喚起緊急支援事業のうち「くまもと県産酒ブランド力強化事業」	20,000 の一部	販路拡大ビジネス課
49	公営住宅維持補修事業のうち「県営住宅畳替え工事」	638,754 の一部	住宅課
50	公営住宅ストック総合改善事業のうち「住戸改善工事」	163,616 の一部	住宅課
51	患者給食材料の購入	101,142 の一部	病院局総務経営課

52	警察施設維持管理事業	6,700 の一部	警察本部会計課
----	------------	--------------	---------

3 経済循環及び地域活性化

農林水産業と商工業、観光産業、学校等多様な産業又は組織との連携等により、県内農林水産物等を活用した加工商品の開発やイベントの開催等を行い、地域経済の活性化を図る。

[事業一覧]

番号	事業又は取組名	令和6年度6月 補正後予算額 (千円)	担当課
53	6次産業化総合支援強化事業	54,454 の一部	流通アグリビジネス課
54	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「地産地消協力店と連携した情報発信の取組」	1,678	流通アグリビジネス課
55	熊本県木材利用促進本部会議	— (ゼロ予算)	林業振興課
56	資産の有効活用（県有施設における自動販売機設置事業者の選定）	— (ゼロ予算)	財産経営課
57	地域づくりチャレンジ推進事業のうち「交流の促進の取組」	183,000 の一部	地域振興課
58	地域づくりチャレンジ推進事業のうち「起業の誘発の取組」	183,000 の一部	地域振興課
59	水俣・芦北地域産業振興と雇用創出事業	50,755 の一部	地域振興課
60	くまもとオープンイノベーション推進事業のうち「アドバイザー配置事業」	2,500 の一部	産業支援課
61	研修指導事業（食品加工室）	408	産業技術センター
62	農産加工研究開発事業（特別支援事業）	1,142	産業技術センター
63	熊本県食料産業クラスター協議会	— (ゼロ予算)	産業技術センター

64	農商工連携推進事業	— (ゼロ予算)	販路拡大ビジネス課
65	マーケット拡大支援事業のうち「新商品開発等支援事業」	2,500	販路拡大ビジネス課
66	物産振興事業	2,967	販路拡大ビジネス課

4 農林水産業が果たす多面的機能の再認識

農林水産業及び食に関する体験イベント等を通じて、都市住民と農山漁村住民、生産者と消費者の交流活動を促進し、農林水産業が果たしている多面的機能（国土や自然環境の保全、水源の涵養、癒しの場等）への再認識を図る。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和6年度6月 補正後予算額 (千円)	担当課
67	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「くまもと食・農ネットワーク活動への支援」	1,495 の一部	流通アグリビジネス課
68	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「県民参加型イベントの実施」	22,135 の一部	流通アグリビジネス課
69	地下水と土を育む農業総合推進事業のうち「県民理解の促進・消費拡大推進事業」	12,467	農業技術課
70	地下水と土を育む農業総合推進事業のうち「くまもとグリーン農業推進事業」	5,745	農業技術課
71	都市農村交流対策事業	14,363	むらづくり課
72	未来につなぐふるさと応援事業のうち「農〇連携事業」	10,000 の一部	むらづくり課
73	未来につなぐふるさと応援事業のうち「棚田地域活動支援事業」	6,000	むらづくり課
74	地域の縁がわづくり推進・支援事業	2,908 の一部	健康福祉政策課
75	地域福祉総合支援事業	20,598 の一部	健康福祉政策課

5 条例の周知、意識啓発等、条例の直接的な推進に係る取組

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和6年度6月 補正後予算額 (千円)	担当課
76	くまもと地産地消推進庁内連絡会議	－ (ゼロ予算)	流通アグリビジネス課
77	様々な広報媒体を活用した県民への条例周知	－ (ゼロ予算)	流通アグリビジネス課
78	イベント等での条例の周知及び情報発信	－ (ゼロ予算)	流通アグリビジネス課

報告第 39 号

熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、令和5年度の熊本県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価報告書を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村敬

報告第 40 号

家庭教育支援の推進に関する施策の報告について

くまもと家庭教育支援条例（平成24年熊本県条例第88号）第11条の規定により、令和6年度の熊本県における家庭教育支援の推進に関する施策を次のとおり報告する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

1 親としての学びを支援する学習機会の提供

保護者が家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

[事業一覧]

番号	事業又は取組名	令和6年度6月 補正後予算額 (千円)	担当課
1	くまもと子育て応援プロジェクトの実施	1,556	子ども未来課
2	消費生活相談・啓発事業	54,885 の一部	消費生活課
3	食品ロス削減推進事業(消費者教育推進)	9,095 の一部	消費生活課
4	情報安全出前講座	130	教育政策課
5	くまもと「親の学び」プログラムの推進 (保護者対象)	2,058 の一部	社会教育課
6	肥後っ子をまもる保護者教室	— (ゼロ予算)	生活安全企画課

2 親になるための学びの推進

子どもたちが家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

[事業一覧]

番号	事業又は取組名	令和6年度6月 補正後予算額 (千円)	担当課
----	---------	---------------------------	-----

7	私立中学・高校における保育体験の推進	12,716 の一部	私学振興課
8	高校生の留学促進事業	4,500	私学振興課 義務教育課
9	認知症サポーターアクティブチーム支援事業	5,515 の一部	認知症施策・地域 ケア推進課
10	生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業	50,552	社会福祉課
11	私立幼稚園における高校生の保育体験の受入れの推進	119,031 の一部	子ども未来課
12	思春期健康教育事業	1,324	子ども未来課
13	ひとり親家庭等学習支援・交流事業	14,826	子ども家庭福祉課
14	若年層への食の安全に関する学習機会の提供	1,165 の一部	くらしの安全推進 課
15	くまもとゼロカーボン行動ブックを活用した環境教育の推進	19,279 の一部	環境立県推進課
16	消費生活相談・啓発事業（再掲）	54,885 の一部	消費生活課
17	食品ロス削減推進事業（消費者教育推進） （再掲）	9,095 の一部	消費生活課
18	地下水と土を育む農業の推進	13,772 の一部	農業技術課
19	くまもと「親の学び」プログラムの推進 （中高生対象）	2,058 の一部	社会教育課
20	非行防止教室・薬物乱用防止教室	－ （ゼロ予算）	生活安全企画課

3 人材養成

指導者、教員、保育士等を対象とした研修会や講習を行うことで、家庭教育を支援する人材の養成及び資質の向上を図る。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和6年度6月 補正後予算額 (千円)	担当課
21	現任保育士等研修事業	46,017	子ども未来課
22	情報安全出前講座（再掲）	130	教育政策課
23	県立高等学校の家庭科主任を対象とした講習	1,273 の一部	高校教育課
24	県内の地理歴史・公民科教員を対象とした研修	5,974 の一部	高校教育課
25	県立高等学校の進路指導主事等を対象とした講習	5,599 の一部	高校教育課
26	健康教育担当者を対象とした研修会	266	体育保健課
27	幼児教育推進体制の充実・活用強化事業	6,452	義務教育課
28	幼稚園教員・保育士等を対象とした研修	3,047 の一部	義務教育課
29	くまもと「親の学び」プログラムトレーナー研修会	2,058 の一部	社会教育課
30	くまもと「親の学び」プログラム進行役養成講座	2,058 の一部	社会教育課
31	県統括コーディネーター配置事業（地域と学校の連携・協働に関するアドバイザー配置）	1,192	社会教育課
32	人材育成・活動推進事業	826	社会教育課
33	社会教育団体等指導者研修	104 の一部	社会教育課

4 家庭、学校、地域住民等の連携した活動の促進

子育てでの支援を行う機関に対する補助、地域の人材を活用した家庭教育支援を行うなど、家庭教育の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育活動を支援する。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和6年度6月 補正後予算額 (千円)	担当課
34	生活困窮者自立支援法に基づく子どもの 学習・生活支援事業（再掲）	50,552	社会福祉課
35	私立幼稚園における預かり保育を通じた 子育て支援	18,800	子ども未来課
36	リトルエンジェル支援	1,195 の一部	子ども未来課
37	発達障がい児早期発見・早期支援事業	654	子ども未来課
38	ひとり親家庭等学習支援・交流事業（再 掲）	14,826	子ども家庭福祉課
39	ほほえみスクールライフ支援事業	112,053	特別支援教育課
40	人工呼吸器装着児童生徒看護師利用補助 事業	26,952	特別支援教育課
41	通学支援補助事業	960	特別支援教育課
42	学校等警察連絡協議会事業	－ (ゼロ予算)	学校安全・安心推 進課 生活安全企画課
43	地域と学校の連携・協働体制構築費補助 事業（学校における働き方改革を踏まえ た地域学校協働活動推進員配置）	89,744 の一部	社会教育課
44	地域と学校の連携・協働体制構築費補助 事業（家庭教育支援員配置）	89,744 の一部	社会教育課
45	地域と学校の連携・協働体制構築費補助 事業（地域における学習支援、体験活動）	89,744 の一部	社会教育課
46	「熊本の心」活用推進事業	180	社会教育課
47	スクールサポーター活用事業	33,175	生活安全企画課

5 相談体制の整備及び充実

家庭教育に悩む人たちを対象として、電話相談、面接相談等の相談体制の整備及び充実を図る。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和6年度6月 補正後予算額 (千円)	担当課
48	スクールソーシャルワーカー派遣事業	14,413	私学振興課
49	私立幼稚園における子育て支援活動の推進	220	子ども未来課
50	ひとり親家庭等支援事業「母子家庭等就業・自立支援センター事業」	7,688	子ども家庭福祉課
51	子ども・若者総合相談センター事業	20,817	子ども家庭福祉課
52	児童家庭支援センター事業	161,191	子ども家庭福祉課
53	ヤングケアラー支援体制強化事業	7,013	子ども家庭福祉課
54	医療的ケア児地域支援体制強化事業	8,625	障がい者支援課
55	男女共同参画相談室らいふ	5,784	男女参画・協働推進課
56	スクールカウンセラー活用事業	175,202	学校安全・安心推進課
57	スクールソーシャルワーカー活用事業	144,855	学校安全・安心推進課
58	学校支援アドバイザー配置事業（市町村立学校）	4,422	学校安全・安心推進課
59	家庭教育電話相談事業	1,959	社会教育課 の一部
60	少年相談「肥後っ子テレホン」事業	33,000	生活安全企画課 の一部

6 広報及び啓発

家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うとともに、教育における家庭の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深める広報及び啓発を行う。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和6年度6月 補正後予算額 (千円)	担当課
61	子育て情報提供、県民意識啓発事業、くまもと子育て応援プロジェクトの実施(再掲)	4,733	子ども未来課
62	家庭から暴力をなくすキャンペーン	893	子ども家庭福祉課
63	くまもと子ども・若者”よりそい”シンポジウム等の開催	20,817 の一部	子ども家庭福祉課
64	熊本県・熊本市連携発達障がいに関する講演会	56,871 の一部	障がい者支援課
65	青少年健全育成推進事業のうち「家庭の日」あったか家族コンクールの実施	2,070 の一部	くらしの安全推進課
66	熊本県少年保護育成条例の周知啓発	2,070 の一部	くらしの安全推進課
67	消費生活相談・啓発事業(再掲)	54,885 の一部	消費生活課
68	食品ロス削減推進事業(意識改革・行動変容推進)	9,095 の一部	消費生活課
69	「くまもと 早ね・早おき いきいきウィーク」の実施	1,099 の一部	義務教育課
70	「熊本県就学前教育に係る実態調査」の実施及び結果の活用	186 の一部	義務教育課
71	「くまもと家庭教育支援チーム」の推進	300 の一部	社会教育課
72	「くまもと家庭教育10か条」等の啓発	300 の一部	社会教育課
73	家庭における情報モラル事業	300 の一部	社会教育課

74	家庭教育支援功労者及び家庭教育支援優良団体表彰	178 の一部	社会教育課
75	家庭教育推進啓発事業	536 の一部	社会教育課
76	「親の学び」推進園事業	536 の一部	社会教育課
77	熊本市子ども人権フェスティバル事業	1,705	人権同和教育課
78	人権教育啓発事業	604	人権同和教育課
79	図書館サービスの充実	— (ゼロ予算)	県立図書館
80	こども本の森熊本の運営及び充実	46,299 の一部	県立図書館 こども本の森熊本
81	「肥後っ子のシグナル」の配布	1,906 の一部	生活安全企画課

発 行 者：熊本県
所 属：財政課
発行年度：令和6年度